

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2023 年 11 月 1 日

スピノフ税制の拡充

～令和 5 年度税制改正によるパーシャルスピノフに係る税制措置の創設～

Executive Summary

- 大企業発のスタートアップの創出や、事業ポートフォリオの最適化により我が国企業・経済の更なる成長を図ることを目的とし、スピノフ（現物分配）を行う企業に持分の一部（20%未満）を残す場合（パーシャルスピノフ）においても一定の要件を満たす場合には、適格株式分配に該当するものとして現物分配法人において譲渡損益課税が繰り延べられることとなった。また、株主側にあっても、配当課税が行われないとともに、株式の(部分)譲渡損益については課税が繰り延べられる
- 当該適用を受ける場合、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受ける必要がある。また、事業再生計画の認定を受けるまでの所要時間の目安は 3 カ月程度とされている

1. 改正前のスピノフ制度の課題

改正前のスピノフ制度においては、スピノフを行う法人（現物分配法人）が有する完全子法人株式の全部を移転することが要件の一つとされていたため、法人に持分の一部を残すもの（いわゆるパーシャルスピノフ）については、「株式分配」に該当せず、課税の繰延べが認められていなかった。

2. 改正の概要

(1) 制度創設の背景

段階的に分離・独立したい、元親会社との関係を残したいという意向を持つ企業によるスピノフの活用を促進することにより、事業の分離独立を促進し、企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在力を発揮させることにより、大企業発のスタートアップの創出や、事業ポートフォリオの最適化により我が国企業・経済の更なる成長を図ることを目的とし、パーシャルスピノフに係る税制措置が創設された¹。

(2) 改正の概要

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとされ、次の要件

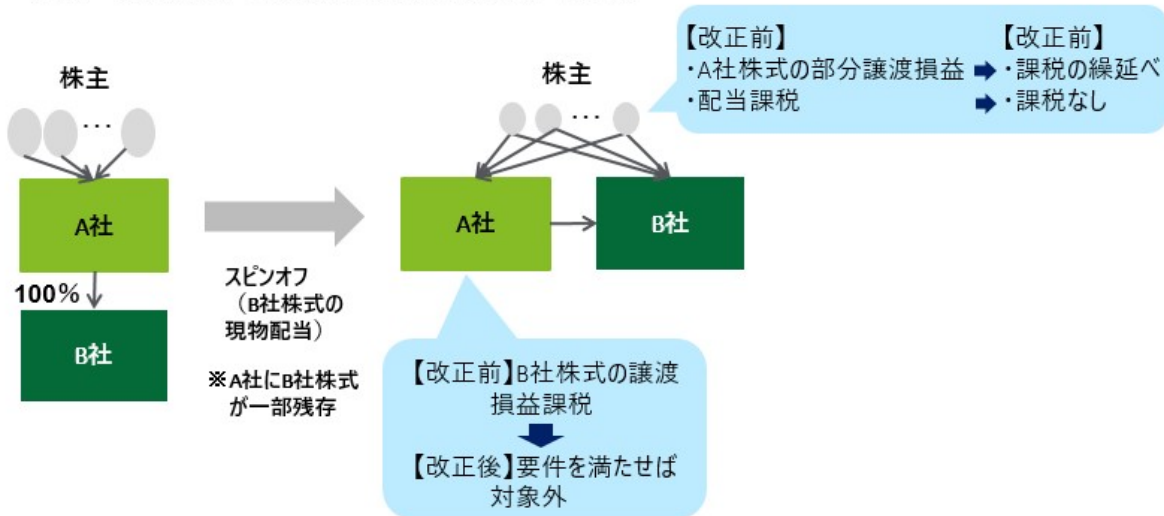
¹ 「令和 5 年度（2023 年度）経済産業関連 税制改正について」（経済産業省ウェブサイト（PDF））の 11 項を参照

に該当するものは、適格株式分配に該当することとされた（措法 68 の 2 の 2、措令 39 の 34 の 3①、令和 5 年 3 月 30 日経済産業省告示第 50 号、事業再編の実施に関する指針）。

- その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること
- その現物分配の直後にその法人(現物分配法人)が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の 20% 未満となること
- 完全子法人の従業者のおおむね 90% 以上²がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
- 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと
- 以下のいずれかの要件を満たすこと³
 - 完全子法人の特定役員に対し、ストックオプション（新株予約権）が付与されている又は付与される見込みがあること
 - 完全子法人の主要な事業が、事業開始から事業計画認定の申請の日までの期間が 10 年以内であること
 - 完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認したこと

本改正により、いわゆるパーシャルスピノフであっても、一定の要件を満たす場合には、適格株式分配に該当するものとして現物分配法人において譲渡損益課税が繰り延べられることとなった。また、株主側にあっても、配当課税が行われなるとともに、株式の(部分)譲渡損益については課税が繰り延べられる。

一定の「一部残しスピノフ」の、適格株式分配類型への追加



2 改正前は「完全子法人の従業者のおおむね 80% 以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること」が要件とされていた。

3 当該要件は当該改正により新たに追加された要件である。

(3) 事業再編計画の認定

本制度は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が対象となるが、事業再編計画の認定を受けるに当たっては以下の要件⁴を満たす必要がある。

要件（6要件）	要件の具体的内容
計画期間	3年以内（大規模な設備投資を行うものに限り5年）
生産性の向上 （事業部単位）	計画終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ① 修正 ROIC 2%ポイント向上 ② 固定資産回転率（有形固定資産＋ソフトウェアの回転率）5%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額6%向上
財務の健全性 （企業単位）	計画終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ① 有利子負債／キャッシュフロー≦10倍 ② 経常収入＞経常支出
雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際しての雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
事業構造の変更	次のいずれかを行うこと。 ①合併、②会社の分割、③株式交換、株式移転、株式交付、④事業又は資産の譲受け、譲渡、⑤出資の受入れ、⑥他の会社の株式・持分の取得、⑦会社の設立、⑧有限責任事業組合に対する出資、⑨施設・設備の相当程度の撤去等
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ① 新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ② 商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③ 商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④ 新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

3. おわりに

令和5年度税制改正においてパーシャルスピノフに係る税制措置が創設されたことにより、本制度の利用を検討する会社もあると思われる。ただし、パーシャルスピノフの適用に当たり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受ける必要がある。この点、事業再編計画の認定を受けるまでの所要時間の目安は3カ月程度⁵とされており、パーシャルスピノフの活用を検討する場合には当該所要期間も勘案し、検討する必要がある。

（東京事務所 長谷川 芳孝、中島 礼子、奥村 恭平）

4 「[産業競争力強化法における事業再編計画の認定要件と支援措置について](#)」（経済産業省ウェブサイト（PDF）4項）

5 「[事業再編 Q&A](#)」（経済産業省ウェブサイト（PDF））

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatsumi.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 5 年度 税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー フォーム および関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束することはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人 は、自らの作 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人 の作 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアント へのサービス 提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド は DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッド のメンバー およびそれらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的 アドバイス または サービス を提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家の アドバイス を受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワーク の公見解ではありません。デロイト ネットワーク の各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301